

有効期間満了日 令和18年3月31日

熊総第71号

令和7年3月17日

「熊本県警察基盤強化委員会設置要綱」の制定について（通達）

本県警察においては、今後の日本社会の変化に適応し、県民の負託と信頼に応えるため、警察運営の在り方について不斷に見直しを行うとともに、創造的な視点をもって警察機能の最大化に向けた組織基盤の強化に取り組む必要があることから、「熊本県警察基盤強化委員会設置要綱の制定について（通達）」（令和3年3月19日付け熊警第358号。以下「旧通達」という。）に基づき、熊本県警察基盤強化委員会（以下「委員会」という。）において全庁的又は部門横断的な課題を検討してきたところである。

他方、「「熊警BX」の推進について（通達）」（令和7年3月17日付け熊総第69号）において示達したとおり、継続的な業務改善等に資する取組については、必要に応じて、委員会において組織的な検討・協議・決定のプロセスを経ることとしたことを踏まえ、委員会構成員の改正その他所要の改正を行い、別添「熊本県警察基盤強化委員会設置要綱」を制定したので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

熊本県警察基盤強化委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、熊本県警察基盤強化委員会の設置、任務、構成、運営等に関し、必要な事項について定めるものとする。

第2 設置

熊本県警察本部に熊本県警察基盤強化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3 任務

委員会は、熊本県警察の人的基盤及び組織的基盤の強化（以下「基盤強化」という。）に関する総合的な検討を行うことにより、人的資源の最適化及び警察機能の最大化を図り、もって県民の期待と信頼の確保及び治安水準の維持・向上に寄与することを任務とする。

第4 構成

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長、副委員長及び委員の構成は、別表1のとおりとする。

第5 運営

- 1 委員長は、必要的都度委員会を招集し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

第6 幹事会

- 1 委員会に、基盤強化に係る調査、検討、企画・調整等を行わせるため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長、副幹事長及び幹事の構成は、別表2のとおりとする。
- 4 幹事長は、必要的都度幹事会を招集し、幹事会の事務を掌理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し幹事会への出席を求めることができる。
- 7 幹事長は、幹事会において審議した結果を委員会に報告するものとする。

第7 ワーキンググループ

- 1 幹事会に、基盤強化に係る具体的な調査、検討、企画・調整等を行わせるため、ワーキンググループを置く。
- 2 ワーキンググループは、会長、副会長及び会員をもって構成する。
- 3 会長、副会長及び会員の構成は、別表3のとおりとする。
- 4 会長は、必要的都度ワーキンググループを招集し、ワーキンググループの事務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対しワーキンググループへの出席を求めることができる。

7 会長は、ワーキンググループにおいて審議した結果を幹事会に報告するものとする。

第8 専門部会

1 会長は、専門的な視点による調査又は検討を行わせるため必要があると認めるときは、幹事長と協議の上、ワーキンググループに専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指定する事項について、専門的な視点による調査又は検討を行うものとする。

3 専門部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

4 部会員は、会長が指定する所属の職員のうちから、会長が当該所属の長と協議の上、指名する者をもって充てる。

5 部会長は、部会員のうちから、会長が指名する者をもって充てる。

6 部会長は、必要な都度専門部会を招集し、当該専門部会の事務を掌理する。

7 部会長は、専門部会において調査又は検討を行った結果を会長に報告するものとする。

8 会長は、必要があると認めるときは、部会員のうちから、副部会長を指名することができる。

第9 庶務

1 委員会、幹事会及びワーキンググループの庶務は、警察本部総務課において処理する。

2 専門部会の庶務は、当該部会長の属する所属において処理する。